

小林良恵(舟木良恵)氏(昭59法)及び金田真己氏(昭59社)からの申し入れとその回答（第一次）について

2025年9月29日(月)に開催された定例理事会報告事項(1)総務委員会報告において、会員2名(小林良恵(舟木良恵)氏(昭59法)、金田真己氏(昭59社))より9月10日(水)申し入れの、「代議員総会運営の手続きに関する質問及び要望事項」のうち、9月30日(火)期限で回答要請のあった「事実関係の確認事項」について審議し、原案通り回答しております。

【9月30日(火) 小林良恵(舟木良恵)氏・金田真己氏への回答】

小林(舟木) 良恵 様

金田 真己 様

2025年9月30日

如水会理事会 総務委員長

西野史尚

「事実関係の確認事項は、本状の到達後9月30日までに」とありました件について、下記により回答申し上げます。

なお、「事実関係の確認」と記されている中に「見解を求めるもの」が混入しております。

「見解」は理事会での議論が必要であり、理事会は9/29開催で、理事会付議にあたってはその前段で総務委員会での議論が必要なところ、本状の到達は9/10夜でした。

到底このスケジュールでは「見解」は無理であることはご承知のことと存じます。従って「事実関係の確認」と記されている中に「見解を求めるもの」が混じっていますが、「事実関係の確認」のみ、回答させていただきます。

記

1. (事実関係の確認) 今年度に限らず過年度においても、定款第21条第4項に定める過半数による個別承認とは明らかに異なる一括承認の表決方法をとってきた理由

(回答)

・如水会の代議員総会において、定款には「理事は個別に議決する」とありますが、代議員総会の議決にあたっては、杉山理事長から「一括して承認をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか」と問い合わせ、反対意見がなかったため会場で拍手をもって賛同の意思を確認しています。

具体的には決議事項の採決の際に理事長が以下の文言を読み上げ、採決しています（毎年、このように行っています）。

\* \* \* \* \*

議長

## 第2号議案

次に、第2号議案「理事●名選任の件」につきましては、定款第21条に「理事または監事を選任する議案は候補者ごとに決議を行わなければならない」と規定されておりますが、理事候補者、監事候補者とともに、定款第23条に定める定数の範囲内에서는ので、一括での決議をお願い致したく存じます。

第2号議案「理事●名選任の件」につきまして、ご異議はございませんか。

## 第3号議案

次に、第3号議案「監事●名選任の件」につきましても、第2号議案と同様、一括での決議をお願い致したく存じます。

第3号議案「監事●名選任の件」につきまして、ご異議はございませんか。

\*\*\*\*\*

なお、理事長が「一括してご承認いただきたい」と申し上げた時に「反対。個別に承認すべきである」とご発声いただければ、議長は代議員に取り扱いを諮詢します。

また、動議を提出していただければ、動議は他の議題に優先して採決します。

2. (事実関係の確認1) 本年度の総会において監事1名、昨年度の総会において理事2名について、細則に定める原則の例外として、理事会が2回目の再任の承認を総会で求めた理由を説明してください。

(回答)

- ・如水会は、「一橋大学の目標と使命の達成に協力し、広く政治経済、社会文化の発展に寄与するとともに、会員相互の親睦、知識の増進を図ること」を目的としていますので、この目的を達成するために、年齢や性別等の多様性の確保に留意し、幅広い人脈、誠実な人柄、豊富な経験、幅広い識見や高度な専門性に、一橋大学への貢献などを加味して候補者を選定しており、例外の判断に際しても、このような要素を総合的に勘案しております。昨年度及び本年度において再任していただいた方々についても、同様に、上記の要素を総合的に勘案し、判断しております。
- ・なお、例外に該当する場合にはその理由を総会で説明すべきであるとのご意見には首肯できる点がありますので、今後実施する方向で検討いたします。

2. (事実関係の確認2) 平成28年度の総会の議事録では、これまで理事の改選は毎年半数改選を行ってきましたが、今後は毎年1/4の理事の改選を行うこととし、その移行がおわるまでの期間について、2回目の再任を行う理事が生じるので、承認してもらいたいとの方針が記録されています。監事の2回目の再任については、同年度の総会の議事録に言及はなく、本年度初

めて行われたことになります。過去の会報に掲載されている毎月の理事会報告では、この平成28年度の方針を変更する決定については、言及がみつかりませんでした。

質問：現在の理事会では、平成28年度に当時の事務局長が説明した毎年1/4の理事の改選を実施するとの方針を継続していますか。

(回答)

- ・細則にあるとおり、再任は「原則として1回」ですが、例外を認めるべき理由がある場合は再任が可能と解しております。
- ・なお、上述のとおり、例外に該当する場合にはその理由を総会で説明すべきであるとのご意見には首肯できる点がありますので、今後実施する方向で検討いたします。
- ・理事会においても、毎年1/4の理事の改選を念頭に置いていますが、ご事情により1期で退任なさる方などもいらっしゃる中で、年齢や性別等の多様性、理事が有する素養のバランスを考慮した場合に、厳密に1/4の改選にならないこともあります。

7. (事実関係の確認) 議案ごとの賛否・棄権の集計結果が記録されていない運用を本年度及び過年度においてとってきた理由と、議決権行使書で1以上の議案について空欄とされた場合に、それが「議長一任」と見なされたのか否かを説明してください。

(回答)

- ・議案ごとの賛否については、委任状による集計並びに総会会場における反対意見を含む意見の表示及び拍手の状況を以て判断しております。
- ・賛否それぞれの数が接近せず相当数の多数を以て賛成を得た場合は、個々の議案ごとに反対数を集計していないことを以て不適切であるとは考えておりません。

※社員総会における表決の方法は、出席社員の明認しうるべき方法において行えばよく、議案に対する賛成又は反対が所定の多数に達することが出席者に明らかである以上、賛成者又は反対者の有する議決権の数を精密に計算し、その票数を明確にするなどの措置を採らなくてもあえて違法ではないと解されています（「公益・一般法人の法人運営手続社団編上巻」247頁）。

法律上、可決又は否決が明らかな状況であれば、その票数を明確にすることは法律上求められません。

- ・なお、議決権行使書で1以上の議案について賛否の欄を空欄とされた場合は、議長一任とはせず、無効として取り扱っております。

8. (事実関係の確認) 令和7年6月の総会の3つの議案について、事務局が、全代議員221名に送付し返信があったはがきの記入内容から、各号の議案について、賛成・反対・棄権・無効の各カテゴリーの票の数字を提供してください。また、返信用はがきにどのような書き方だと、棄権または無効となるのかを説明してください。

(回答)

- ・如水会の「出欠確認はがき」は委任状・議決権行使書も兼ねており、念のため出欠に関わらず委任状・議決権行使書のいずれかに自筆署名を求めています。
- ・出席（43名）された場合、はがきによる委任・議決権の欄の賛否はカウントしていません。欠席者（104名）のうち、委任（48名）、議決権行使（54名）であり、議決権行使は全ての議案で賛成となっています。委任・議決権行使いずれも記載なし（2名）は無効としています。

代議員	委任	議決権行使		無効	
		賛成	反対		
出席	43名				
欠席	104名	48	54	0	2
回答なし	74名				
合 計	221名				

- ・なお、如水会の議決権行使書は棄権欄を設けていないため、代議員ご自身にて「棄権」と記載された場合これに該当しますが、確認できる限りそのような事例はありません。

以上

2025年9月10日(水) 小林良恵(舟木良恵)氏・金田真己氏提示

「代議員総会運営の手続きに関する質問及び要望事項」全文

2025年9月10日

一般社団法人如水会

副理事長・総務委員会委員長 西野史尚様

(写) 理事長及び理事各位、監事各位

### 代議員総会運営の手続きに関する質問及び要望事項

拝啓 私たちは、2025年6月11日に開催された第13回定時代議員総会に関連し、総会提出資料、代議員出欠確認用はがき（委任状・議決権行使書を含む）、および事務局に資料提供を依頼した総会議事録を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」）、如水会の定款と細則の規定に照らして検討しました。また、過去の如水会や他大学の同窓会組織の運用とも比較しました。その結果、以下の点について、一般法、如水会の定款および細則に照らして、違反の懸念または不適切と思われる箇所が見られました。このため、事実関係を確認する質問を提出し、また、改善点についても要望いたします。

- 1 定款第21条第4項違反の懸念：理事・監事選任における一括承認一個別承認の未実施
- 2 細則第23条第2項違反の懸念：理事・監事の2回目の再任。
- 3 収支予算書および事業計画書の総会提出と公開
- 4 事業報告と収支決算書の一括承認を個別承認とする件
- 5 代議員総会議事録のホームページでの公表
- 6 議事録に質疑応答の記載がない件
- 7 総会議事録に議案ごとの賛否・棄権の集計結果が記録されていない件
- 8 総会出欠確認はがきの形式と処理基準の明確さ

については、総務委員会や理事会において、次頁以降で説明する上記8点について、ご検討をお願いします。事実関係の確認事項は、本状の到達後9月30日までに、また、要望事項の検討状況については、10月31日までに、また、要望事項の検討結果については、12月31日までに以下のグループ・メールアドレス宛にご回答をお願い申し上げます。

本状の趣旨は、本年及びそれ以前の代議員総会における役員承認と再任に関する手続きなどの運営方法が、一般法や如水会の定款、細則の規定に照らし、理事および監事の全員が整合性があると判断して実施されたかどうかの事実関係を照会するものです。理事および監事の皆さまが、総会での決議事項を、一般法や定款を含む内部規則の手続きを遵守した形で投票により運営されることを望んでおります。また、要望事項は、如水会組織（代議員総会・理事会・事務局）の透明性、コンプライアンスとガバナンスの維持のためにご提案します。

期限までにご回答がない場合は、督促させていただいた上で、次のご提案（次回定時代議員総会または臨時代議員総会（定款第18条第2項）での議案登録など）を検討させていただきます。

ご質問がある場合は、賛成する会員の代表メールアドレス（██████████  
██████████）に ご連絡いただけますようお願い申し上げます。  
以下の会員の個別の連絡先については、会員名簿に掲載されております。

敬具

事実関係の確認の質問および要望事項に賛成する会員のリスト

卒業年・学部：1984 年 法学部  
氏名：小林（舟木）良恵

卒業年・学部：1984 年 社会学部  
氏名：金田 真己

## 1. 定款第 21 条第 4 項違反の懸念: 理事・監事の選任における一括承認 一個別信任の未実施

如水会定款第 21 条第 4 項では、理事および監事の選任は、個々の候補者ごとに代議員の賛否を問う形式で行なうことが定められています。平成 25 年 4 月以前に長い歴史を有した社団法人の定款第 17 条においても、「理事長、副理事長、理事および監事は、評議員会において会員中より選挙する」と規定されていました。しかし、今年度総会の出欠確認はがきには、個別の理事候補者に対する賛否欄が設けられておらず、理事候補と監事候補をそれぞれ一括して信任とするか否かの形式が採られていました。これは、上記の定款に定められた代議員による各候補者に対する信任と不信任の意思を個別に示す機会と権利を奪う問題です。

(事実関係の確認) 今年度に限らず過年度においても、定款第 21 条第 4 項に定める過半数による個別承認とは明らかに異なる一括承認の表決方法をとってきた理由と、一括承認を今後も維持する方針である場合は、それが一般法および定款と整合的であると解釈する理由を説明ください。

(要望事項) 2026 年度の総会では、新任及び任期延長の理事及び監事の就任に関する議決は、定款第 21 条第 4 項に従い、個別に賛否の投票を行い、出席代議員数の過半数の議決で承認する方法を採用することの検討を開始し、来年 3 月までに役員の個別承認の手続きを定め、理事会で決定して、4 月に HP のおしらせ、会報の記事、マーキュリーニュースで広く代議員に周知することを要望します。具体的な個別承認の手続きとしては、例えば以下のようない案が考えられます。

(1) 一括承認を個別承認とする場合は、現行体制では理事 18 人と監事 5 人の約半数の 11~12 人についての個別選挙を毎年 5 月下旬から 6 月上旬に行なうことになりますが、5 年ごとに実施している代議員選挙について設けている如水会 HP 上の代議員選挙のスペースを利用して、11~12 人分の候補の名前を列挙して信任票または不信任票を投じる制度を運営することは、十分に実現可能であると考えます。また、他の議案(前年度の事業報告と予算収支書についての承認)の賛否も、同システムで投票することにすれば、各代議員に意思表示のための返信用のはがきや封筒を送付する手間も省くことができると考えます。

(2) 当日参加する代議員は過去 2 年の実績では 40~50 人です。代議員に対しては総会前日 17 時までに投票を終えるように依頼しても、当日参加する代議員は、当日の総会で議決のタイミングになるまでは、投票の権利を留保できます。総会当日に出席し、未投票の代議員に対する投票の方法としては、総会会場にインターネットと接続した PC を 3 台程度設置して、総会での第 1 議案の昨年度の事業報告と収支決算報告書についての説明が終わる前までに、議案 1 の

議決に関する賛否と議案2の新任または延長の理事のリストと、議案3の信任または延長の監事のリストに掲載されている各候補についての賛否の投票を終えるように予め、議長が代議員総会の会議の冒頭で発言し、説明しておけばよいと考えます。

理由1 他の大学の同窓会や一般企業の株主総会では、役員の選任は個別承認で行っている例が多いです。また、平成25年4月に一般社団法人に移行する前の社団法人の時代の如水会の定款の規定をみると、評議員3役（会長と副会長2名）と理事は、会員が参加する選挙で選出されてきた歴史があります。

理由2:定款第14条は各入学年の代議員の選出は、正会員による選挙によって行うとされており、その選挙のための細則も定められています。そして、代議員選挙は、如水会HPと会報において公示され、個別の立候補者について、不信任等、異議がある場合は、年級幹事に連絡できることになっています。したがって、理事会が代議員の選出については個別の代議員について選挙の実施を義務づける手続きを求めていたのに対して、新任及び任期満了で延長となる役員について、少なくとも過去10年間にわたり代議員総会では、定款に定める個別承認を迂回して、一括承認とし、代議員が個別の役員候補について、不信任等の異議を封じるやり方をとってきたことについては、再考する時期に来ているのではないかと考えます。

これまで理事会がとってきた役員選任の方法は、代議員による個別の理事に対する評価を避けるものであり、会員の代表である代議員による民主的なコントロールの権利を大きく損なうものではないかと考えます。

理由3:本年度まで実施していた一括承認を個別承認に変更することは、特に、下記2の役員の再任の信任の際に重要です。

## 2 如水会細則第23条違反の懸念:理事・監事の2回目の再任

今年度の総会において、監事1名が2回目の再任を行いました。昨年度の総会においても、理事2名が2回目の再任を行った事実を、総会文書と議事録から確認しました。これらの決定は、如水会細則第23条の第1項の「理事の再任は原則1回とする」とした規定、また、同条第2項の「監事の再任は、原則として1回とする」とした規定の違反の懸念があります。今年度と昨年度の総会文書で、次の2年の任期の承認にかける理事及び監事のリストにおいても、また、総会における議長の発言においても、この1名の監事と2名の理事については、なぜ例外的に2回目の延長を行うかの理由が示されていなかったからです。

（事実関係の確認1）本年度の総会において監事1名、昨年度の総会において理事2名について、細則に定める原則の例外として、理事会が2回目の再任の承認を総会で求めた理由を説明してください。（参考:過去の総会議事録を確認したところ、令和2年に2回目と令和4年に3回目の再任をした理事が、令和3年に2回目の再任をした理事もいました。この2名の

理事は令和 5 年と令和 6 年に退任し、現職ではないので、今回の事実関係の確認の対象には含めませんが、前例として引用しておきます。)

(事実関係の確認2)平成 28 年度の総会の議事録では、これまで理事の改選は毎年半数改選を行ってきましたが、今後は毎年 1/4 の理事の改選を行うこととし、その移行がおわるまでの期間について、2 回目の再任を行う理事が生じるので、承認してもらいたいとの方針が記録されています。監事の 2 回目の再任については、同年度の総会の議事録に言及はなく、本年度初めて行われたことになります。過去の会報に掲載されている毎月の理事会報告では、この平成 28 年度の方針を変更する決定については、言及がみつかりませんでした。

質問:現在の理事会では、平成 28 年度に当時の事務局長が説明した毎年 1/4 の理事の改選を実施するとの方針を継続していますか。

(要望事項1)2026 年度以降の総会においては、如水会細則第 23 条第 1 項と第 2 項の原則に基づく理事および監事の再任の議決が行われるよう方針を総務委員会で検討し理事会で 2025 年 12 月までに決定して、2026 年 1 月に HP 及び会報において会員に周知願います。

具体的には、以下の点を考慮し決定して、如水会の細則に追加することを要望します。

1 1 期 2 年の任期を満了して、1 回目以上の再任を求める理事および監事は、総会文書に氏名、卒業年次・学部、役員就任日、現職に加えて、再任を求める回数、過去 2 年間に担当した委員会名、過去 2 年間の理事会と担当委員会の開催回数に対する出席回数、2 回目の再任を求める場合は、その例外を正当化する理由を明記の上、個別に承認を求ること。

2. 新任の理事・監事の候補者は、氏名・卒業年・現職に加え、これまでの一橋大学に関連する活動(注)、理事または監事立候補の理由と希望する活動分野(委員会等)を 1~2 行で記載のうえ、個別の承認を求める。

注:例えば、大学への寄付の回数・総額、大学のゼミの OBOG 会、如水会本部(新年会、代議員総会、ミミの会など)または国内及び海外支部主催のイベント、代議員を選出する 5 年毎の年級会合、如水会内サークル(囲碁将棋など)、如水ゼミなどの寄付講義、植樹会、いぶしみの会などへの参加状況など

新任及び再任の両方の場合について、他の役員とともに一括承認することは、立候補役員が 20 名以下であっても、定款違反であり不適当と考えます。なぜなら、定款第 23 条で、理事の数は 15 名以上 20 名以内と規定されており、代議員は信任できない理事候補がいるときは、15 名を超える理事候補がいる場合は、否決する権利を、定款上有しているからです。

(要望事項2)定款でその人数が 16 名以上 20 名以内と規定されている理事については、平成 28 年度の方針にしたがい、毎年 4~5 名の理事の改選が行うのが、当時の委員会の提案に基づく平成 28 年度の理事会決定であり、それを継続することが、理事会が効率的かつ透明性を維持して業務を遂行していく上で望ましいと考えます。

令和2年から今年までの間、役員の一部の方が、細則の再任1回の原則を見過ごされて再任を2回以上繰り返し、長期間理事に就任していた懸念があります。

今年度の総務委員会では以下の点についての検討を行い、個別承認と新任および既存の役員が任期の延長を行う際のルールの運用を見直し、明確な方針を代議員を含む会員全員に、如水会HP、マーキュリーニュース、会報の記事という媒体により、来年の総会資料を作成する前の来年3月までに、会員に周知することを要望します。

(要望事項3) 定款第23条でその人数が2名以上5名以内と規定されている監事については、定款第26条に定める監事の職務および権限に鑑み、4年以上に亘って長期間在職することは、理事との関係において中立性を保てなくなり、監事の職務および権限を公正に実施することが困難になることが懸念されます。

したがって、監事については、如水会細則第23条第2項の再任は1回とする原則を遵守することが適切と考えます。

今年度の監事5名には、2026年6月に、1期目の任期満了となる監事が2名、2期目の任期満了となる監事1名がいます。

監事の任期及び再任についての上記の細則の運用方針を、2026年3月に役員選任委員会が理事会に設置される前に、現職の5名の監事の間で議論して明確にされることを要望します。細則の例外となる2回目の再任の立候補は控えること、もし例外的に2回目の再任の立候補を行う場合は、その例外を正当化する理由を総会文書に明記の上、個別に承認を求めることを運用方針に含まることを要望します。

### 3. 収支予算書および事業計画書の総会提出と公開について

平成 25 年 4 月に如水会が一般社団法人に移行して以降、収支予算書および事業計画書が代議員総会に提出されなくなりました。如水会は、平成 25 年 4 月の一般社団法人化以前は、定款第 27 条に従い、会員総会にこれらを提出しており、報告と承認の手続を適切に担保していました。

(要望事項) 2026 年度用及び同年度以降の収支予算書および事業計画書は、①総会資料に含めること、②代議員総会の場で報告、もしくは承認をとること、③公開されている過去 7 年分の事業計画などの文書と同様に、総会の前に、如水会ホームページでの公開を行うこと、④代議員総会の記事を掲載する 8-9 月号に収支予算書と事業計画書を掲載するよう要望します。

(参考) 東京大学・京都大学・早稲田大学の同窓会では、これらの文書が現在も総会に提出されて、報告または議決されています。

### 4 事業報告と収支決算書の一括承認の件

(要望事項) 一般社団法人及び一般財団法人法第 129 条においては、「前条の書類」(事業報告・計算書類等)について個別に社員総会の承認を要することが明記されています。これを踏まえ、今後の代議員総会では、「事業報告」と「収支決算報告」について、個別の議案とし、それぞれについて賛否を問う形で承認をとる方法を採用されるよう、運営方法の改善を要望します。

(理由) もし、代議員が、事業報告または収支決算報告書のどちらかに反対票を投じたい場合、一括議案による一括承認では、代議員の意思表示が正確に反映されないことを懸念します。過去の定時代議員総会では、「事業報告」は理事兼事務局長が説明し、「収支決算報告」は、財務経理委員会の委員長が説明しています。したがって、理事の担当者や責任者が異なり、事業報告書の承認と計算書類等(収支決算)の承認は、別々の議案として分けて行なうことが、組織上の観点からも、合理的かつ適切であると考えます。

### 5. 代議員総会の議事録の如水会 HP での公表

一般法第 57 条では、社員総会の議事録を社員(正会員)が閲覧請求できる権利を明記し、如水会定款第 14 条第 8 項では、代議員及び正会員に対する資料の公開について規定しています。これらの規定により、代議員及び会員はいつでも過去 10 年分の議事録の閲覧を如水会事務局に求めることができます。しかし、一般法も定款も、総会議事録の公表を一般社団法人に義務付けてはいません。

しかし、総会議事録は、総会に出席しなかった代議員や会員にとっては、総会での議論を時系列に把握できる有益な文書です。毎年個別に議事録の閲覧を申し込みができるの

であれば、如水会 HP で議事録そのものを公表することも可能と考えます。

(要望事項) 毎年度の総会の議事録を、総会後作成でき次第 6 月中に如水会ホームページで公開していただきたい。同月下旬配信のマーキュリーニュースで、そのリンクを全会員に通知し。また、会報 8・9 月号での代議員総会についての記事の一部としても掲載を要望します。なぜなら、各年度の総会議事録が如水会報に掲載されれば、一般法第 57 条で閲覧できる議事録の 10 年公開期限が過ぎても閲覧できるようになるからです。

(参考) 総会の議事録を HP で公開している大学の同窓会の例(添付)

## 6. 議事録に質疑応答の記載がない件

2025 年 6 月 11 日に開催された第 13 回定時代議員総会においては、総会 2 日後に、1 名の代議員の方が、質問し担当理事からも応答があったことを一橋大学交流の場の Facebook に記事として投稿しました。しかし、私たちが事務局経由で入手した今年の総会の議事録には、一切質疑および応答の発言は記載されていません。これは、一般法第 49 条、およびそれを具体化する施行規則第 19 条において、「総会における社員(代議員)の発言の要領を記載」とした規定に違反しています。議事録は単なる採決結果の記録ではなく、議論の過程や質疑応答も含めて会議の実態を記録すべきと考えます。

(要望事項) 2026 年以降の代議員総会の議事録に社員(代議員)の発言の要領を記載することを要望します。

(参考1:東大の校友会の 2022 年総会議事録の例(添付))

(参考2:質疑応答の記載・公開にあたっての運用方針)

- ・個人情報配慮:質問した一般会員個人名は原則イニシャル表記(本人が氏名の公開を希望する場合は明記)、応答した理事や監事は氏名は記入。発言で引用された第三者の名誉・営業秘密に配慮して必要に応じて要約／匿名化を実施。

- ・作成責任部署:事務局(総務担当)を所管とし、確認手続(起案→確認→理事長承認→公開)を内部規則として明文化。

- ・公開時期:総会後 14 日以内(目安)。遅くとも 6 月末までに HP 公開。マーキュリーニュースで周知し、会報にも議事録を掲載。

## 7. 議案ごとの賛否・棄権の集計結果が記録されていない件

代議員総会では、すべての議案に対して、出席数および書面で意思表示を行った代議員の賛成・反対・棄権の票数を明確に記録・公開することが必要です。しかし、本年の議事録には、議案ごとの具体的な賛否の票数や、無回答の扱いについての記載がありません。議決権行使書で空欄とされた場合に、それが「議長一任」と見なされたのか否かについて明確でな

く、議決の正当性と透明性に影響を与えると思います。一般法施行規則第 19 条の趣旨からも、各議案の議決結果は数値で示すことが必要です。

(事実関係の確認)以上のような議案ごとの賛否・棄権の集計結果が記録されていない運用を本年度及び過年度においてとってきた理由と、議決権行使書で 1 以上の議案について空欄とされた場合に、それが「議長一任」と見なされたのか否かを説明してください。

(要望事項)来年度の総会においては、議案ごとの賛否・棄権を投票により行う(委任状または議決権行使書を未提出の代議員には総会の会場でこれを配布し、記入したもの投票箱に入れるか、インターネット投票させる方法をとること、議場での集計結果と書面の意思表示による事前の集計結果とその合計投票数を各議案ごとに、議長が総会で報告して決議を行い、議決が過半数で行われたことを示す票数を明らかにし、その内容を議事録に記入することを要望します。

## 8. 総会出欠確認はがきの形式と処理基準の不明確さ

代議員用の返信はがきは、出欠・委任・議決権行使が 1 枚にまとめられており、個々の代議員の明確な意思表示を困難にしています。

たとえば、出欠欄のみ記入し、各議案に対する賛否を空欄とした代議員の意思が「棄権」とされたのか、「議長一任」とされたのか、「無効票」とされたのかの明確な説明が議事結果通知文書にも議事録にもありません。すべての欄が空白のまま返送された場合に、どのように扱われたのかの記述もありません。代議員にとって重要な意思表示手続に関して、各議員の議決の処理の説明が欠如している状態は、ガバナンス上の重大な問題です。代議員の意思表示の集計と処理の透明性が担保されなければ、議決手続そのものの信頼性が損なわれる結果となりかねません。

(事実関係の確認)令和 7 年 6 月の総会の 3 つの議案について、事務局が、全代議員 221 名に送付し返信があったはがきの記入内容から、各号の議案について、賛成・反対・棄権・無効の各カテゴリーの票の数字を提供してください。また、返信用はがきにどのような書き方だと、棄権または無効となるのかを説明してください。

(要望事項)出欠・委任・議決権行使を 1 枚のはがきに集約した形式では、代議員の意思が、個別の役員候補に不信任票を投じたい場合に、正確に反映されません。2026 年度以降は、はがきではなく封書により議決権行使書を送付するなどの各代議員の議案ごとに、また、理事および監事候補の選任については、個別に賛否・棄権を投票できるように、投票方法を変更することを要望します。具体的には、返信ははがきではなく、返信用紙と返信用封筒を用いて、各議案ごとに賛成・反対・棄権の欄を設け、かつ、理事と監事の候補を列挙して、各人毎に、賛成・反対・棄権の記入欄を設けるよう、投票の様式を変更することを要望します。また、

総会の出欠の回答、委任状、議決権行使書はそれぞれ別個の用紙とすることを要望します。

(参考)賛成・反対・棄権・無効・未提出の区分および「空欄票(委任状または議決権行使書の無記入)」の扱い

議長一任／棄権／無効のいずれかを内部規則で定義し、代議員に総会文書を送付するときに、上記に関する説明を加えること、また、以下の区分の投票結果を総会議事録に記載することを要望する。

〈採決結果の各議案毎の掲示フォーマット例〉

- ・出席代議員:○名(会場○名／書面(委任状)○名/書面(議決権行使書)○名)
- ・投票総数:○票(未提出○票)
- ・賛成:○票 反対:○票 棄権:○票 無効:○票
- ・可決要件:出席代議員の過半数 ○票
- ・結果:可決／否決